参考資料2

第３次分権型社会システム検討懇話会概要

【第３次分権型社会システム検討懇話会の目標】

① 地域自治協議会の自律した地域経営のしくみづくりと

② 朝来市行政のシステム改革にもとづいた地域協働への取り組みを通して

③ 朝来市における自治（住民自治、団体自治）を確立し

④ 持続可能な朝来市づくり

を進めるための方策を検討する。

【朝来市の現状把握・課題整理】（平成 23 年度）

○地域の現状

地域自治協議会、区、諸団体、行政それぞれの組織の課題整理と関係性の整理

○朝来市の現状

市勢、地域協働のしくみ、総合計画、行財政改革など

○社会の動向

自律した自治体の必要性、多様化するニーズ、地域自治の進展

【分権型地域自治システムの理念（目標）と柱】（平成 23・24 年）

【分権型地域自治システムの理念（目標）】

① 持続可能な朝来市を創っていくには、市民の力と行政が協働して自治体運営を進めていかなければならない。
② そのためには、地域協働を推進する分権型地域自治システムが不可欠である。
③ このシステムは、住民による地域自治（地域経営）を実現していく仕組みである。
④ このことによって、市街地、山間部を問わず、地域が幸せに継続していくことを目的とする。
⑤ その結果、自ら考え、行動する、自治意識を持った市民と行政に変わる。

【理念（目標）を実現していくための方法　柱】

① これまでの地域自治活動（団体）を尊重しながら、改善する必要が生じれば柔軟に改善する。
② 地域特性に応じてしくみ、活動内容は、地域で、自ら決めていく。
③ 地域自治システムは「地域への分権」と連動し、段階をおった地域への権限移譲や公共サービス（事業）の委託を促進する。
④ みなが参加し、担っていく仕組みをつくる（民主性、透明性、参加性、開放性、寛容性の確保）。
⑤ 地域で資金を一定確保するなど、自主性、自律性を大切にする。

【分権型地域自治システムの推進具体方策】（平成 24 年度）

○市民、区、各種団体

・市民のまちづくりへの参画、補完性の原則
・区は、身近な基礎的なコミュニティ
・市民活動団体（NPO、ボランティア団体）の活動促進施策の必要性

○地域自治協議会

・自治基本条例に定められた地域唯一の公共的な自治組織。（地域代表制）
・公共の担い手としての主体性の確立（小さな役場）⇒**協働化事業**

○行政

・地域協働を推進するための支援施策。
・地域協働を推進する行政組織及び行政運営のしくみの改善

【朝来市自治基本条例の制定趣旨・目的】

まちづくりを支える市民、『議会、行政の役割や責務、参画と協働の仕組み、市政運営のあり方について基本的な事柄を明らかにし、市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自律した自治体運営を目指す。

【朝来市自治基本条例　基本理念と基本原則】

基本理念（まちづくりで最も大事にする価値）

市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくる

基本原則（基本理念を実現し守るための行動原則）

参画と協働　まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。

情報の共有　市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。

自律と共助　自らできることは自ら行い、一人ひとりの多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

↳ 個人で補えないことや非効率なことをもう少し大きな範囲の地域や行政が補う（補完性の原則）

【朝来市自治基本条例　市民の権利及び責務】

第４条　市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

２　市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

・市民のまちづくりに関する情報を知る権利とまちづくりを推進するために自発的かつ主体的にまちづくりに参画する権利を明確にする。
・市民は、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることが出来ます。このまちづくりへの参画の権利と同時に、お互いの自由な発言や行動を認め合いながら、自分の発言や行動に責任を持つことも必要となります。また、まちづくりの主体として市政運営に関心を持って、住みやすいまちづくりのために出来ることから取り組むことが求められています。

【朝来市自治基本条例　地域自治協議会】

第１５条　一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することが出来る。

２　前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

（１）　地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

（２）　地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

地域別、世代別、性別、課題別の意見の反映⇒地域代表制

※分権型地域自治システムの推進具体方策は、自治基本条例のまちづくりの基本理念を実現するための方策ともいえ、自治基本条例を推進する実施方策になります。

地域協働を推進するためのシステム

（地域協働を推進するために地域自治を充実強化するしくみと、それを構築するための行政システム）

◇ 現在の自治のしくみと行政との関係性

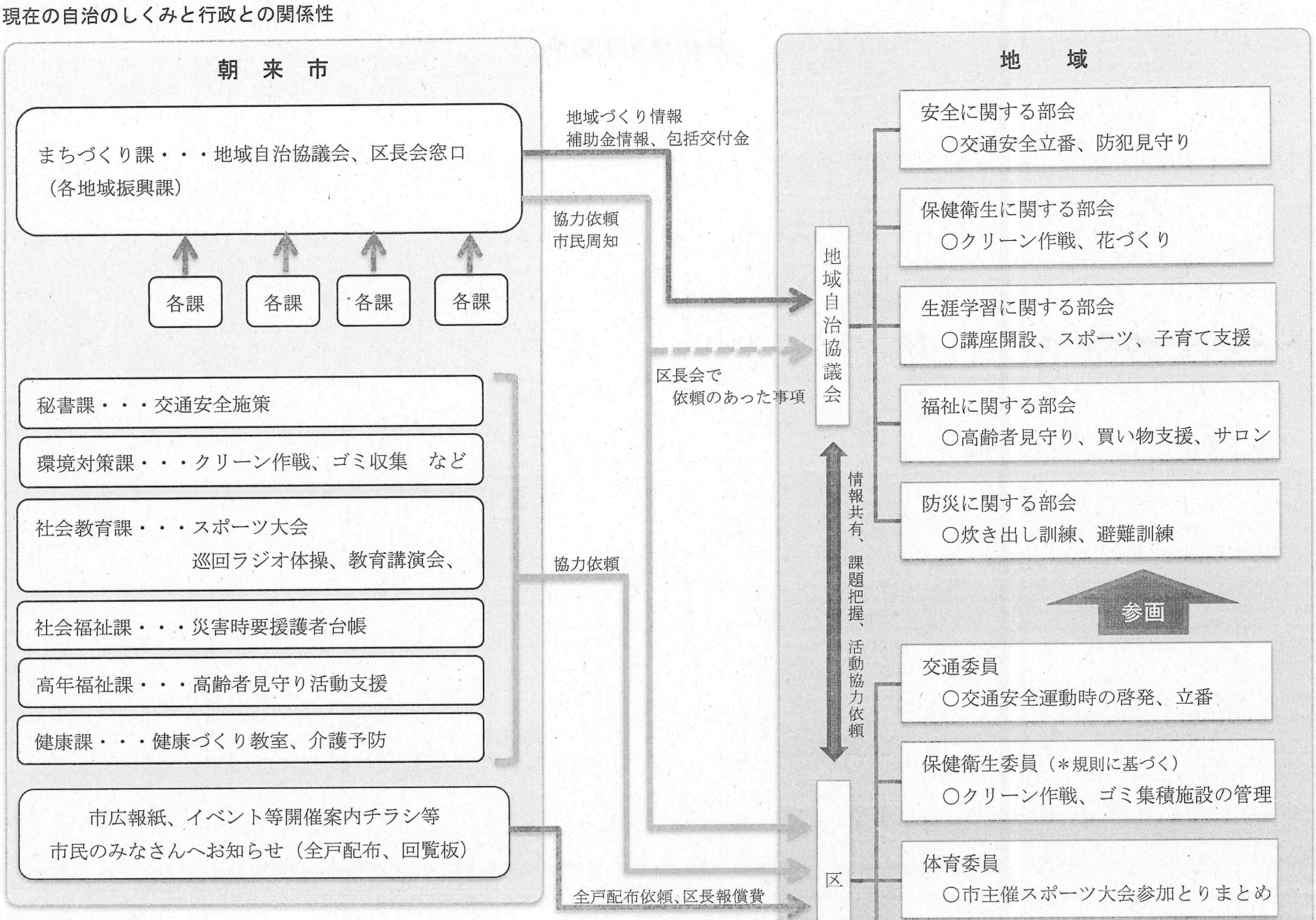

◇ 第３次分権型社会システム検討懇話会で意見があった行政組織の実務再編

- 行政は、地域自治協議会、市民公益活動団体（NPO 等）の団体の先駆性、専門性、市民参加性を活かし、公共サービス（事業）を適切な対価のもとに委託する。
- 地域自治システムが機能するように、支所及び地域担当職員の機能の充実、強化。
- 行政と地域が自律した関係へ（行政と地域への窓口の一本化、依頼事項の整理（区長充て職、委員の選出、動員、全戸配布など）、区長報償費支払方法の改善）
- 公民館の生涯学習機能を活かし、まちづくりの中核としての役割を担う。

◇ これからの自治のしくみと行政との関係性（案）

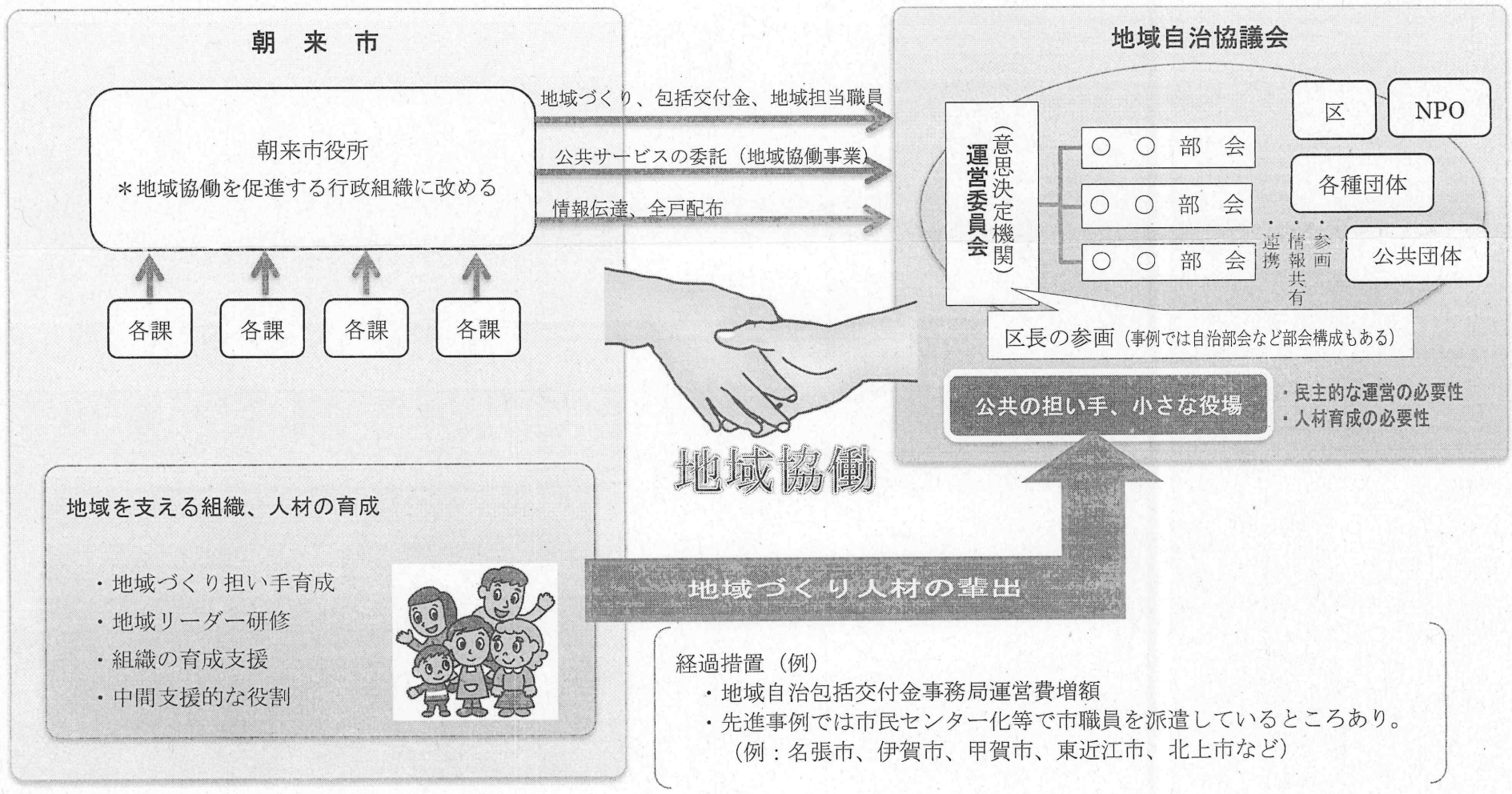

地域と行政の関係性

◇ 現在の地域と行政との関係性

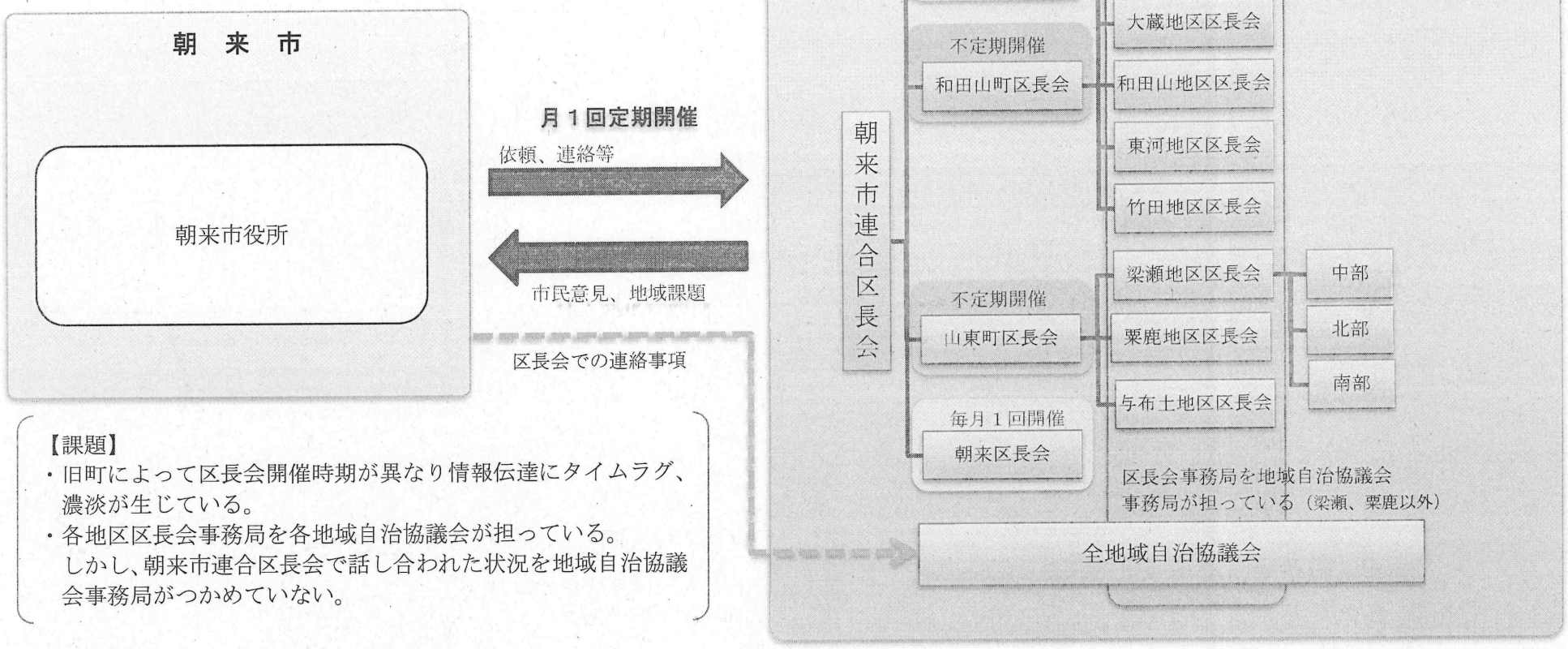

【課題】
・旧町によって区長会開催時期が異なり情報伝達にタイムラグ、濃淡が生じている。
・各地区区長会事務局を各地域自治協議会が担っている。
しかし、朝来市連合区長会で話し合われた状況を地域自治協議会事務局がつかめていない。

◇ これからの地域と行政との関係性（移行期間　平成 25 年度～）

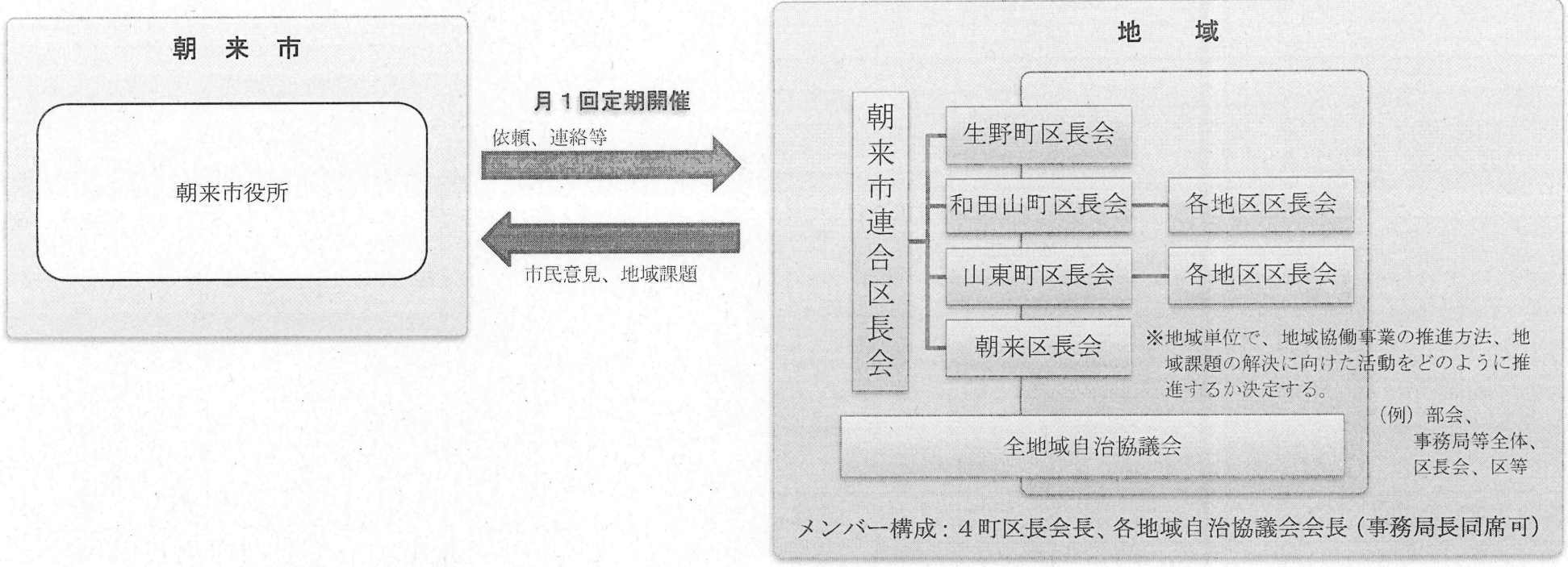
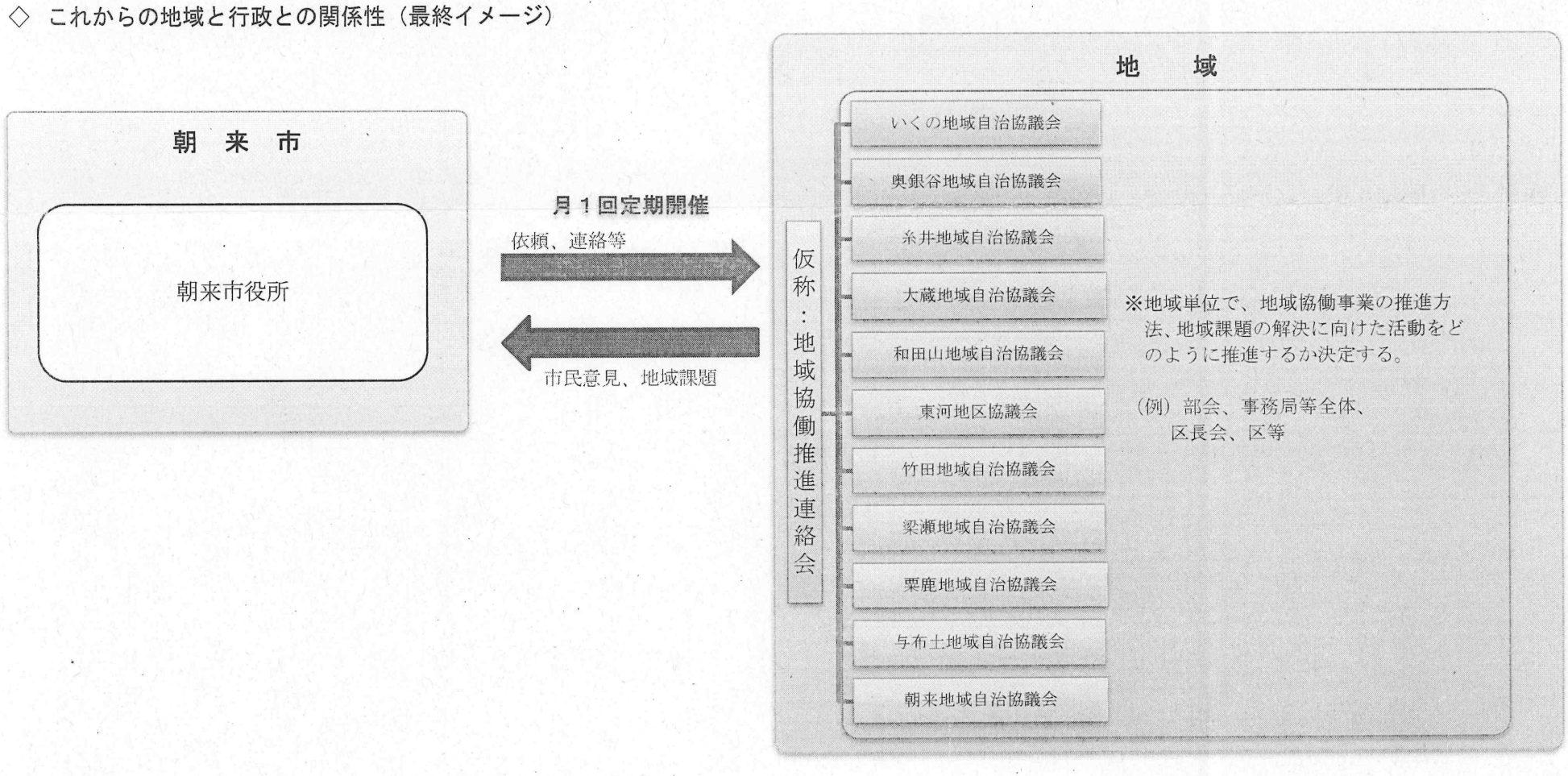
◇ これからの地域と行政との関係性（最終イメージ）